

第3 上水道

1 水源の現況

本市には、泉浄水所と片山浄水所の2つの浄水所があります。泉浄水所は淀川河川水と地下水を原水とし、片山浄水所は地下水が原水となっています。2つの浄水所の自己給水量は市内全域のおよそ40%（うち淀川河川水は25%）で、残りの60%は淀川河川水を水源とする大阪広域水道企業団水を配水しており、本市の自己水と大阪広域水道企業団の依存水を併せると、市内の給水量の約85%は淀川を水源としていることになります。

近畿1400万人の「水がめ」と言われる琵琶湖に源を發する瀬田川が宇治川となり、京都府大山崎町付近で木津川と桂川が合流して淀川となります。淀川はその豊富な水量により、水道水源としてだけではなく生活用水、農・工・漁業等のあらゆる産業活動を支えるうえで非常に重要な役割を果たしています。

その淀川も昭和40年（1965年）以降には、高度経済成長に伴って水質が悪化し、かび臭等により、水道水に多大な影響を及ぼしていましたが、水環境への意識の高まりや下水道の普及、事業場排水の規制の強化等により、有機物質による汚濁についてはかなり改善されてきました。

しかし、近年では内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）や農薬類などの微量化学物質等の対策が新たな課題となっており、突発的な油の流出事故等も含め、淀川の水質を常に監視していく必要があります。

こうした状況の中で、本市では、琵琶湖・淀川の水源水質を監視し保全していくため「淀川水質汚濁防止連絡協議会」や「淀川水質協議会」などに加盟し、

琵琶湖・淀川での水質調査の実施、国や地元自治体に対する水源水質保全のための要望活動などを行っています。

2 上水道の水質管理

(1) 高度浄水処理

信頼できる安全で良質な水道水を供給するために、本市泉浄水所では、平成9年（1997年）6月から、オゾン及び活性炭処理による高度浄水処理を導入し、大阪広域水道企業団においても平成10年（1998年）7月から高度浄水処理水となっています。この高度浄水処理により、かび臭やトリハロメタン等が大幅に低減されました。

(2) 水質検査

本市では、管末給水栓における水道水の安全性の確認をするため、pH値、色度、濁度及び残留塩素等の自動水質監視装置を市内11か所に設置し、24時間監視をしています。

また、水質検査計画を策定し、それに基づいて淀川取水口や泉・片山の両浄水所をはじめ、水質基準が適用される佐井寺・津雲・蓮間等の各配水場の管末給水栓において定期的に水質検査を実施しています。

さらに、平成19年（2007年）9月には水質検査の信頼性を高めるため「水道水質検査優良試験所規範」（水道GLP）を取得しました。

なお、平成27年度（2015年度）より、ジクロロ酢酸とトリクロロ酢酸の水質基準が強化されました。

